令和3年度西川町空き家バンク利用促進支援補助金交付要綱

（目的）

第1条　町長は、西川町空き家バンク要綱（平成24年8月町告示第33号）に定める空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用を促進するため、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家　空き家バンクに登録された空き家をいう。

(2)　所有者等　空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3)　利用者　居住を目的として、空き家バンクを介し、空き家を購入又は賃借した者をいう。

（補助対象事業）

第3条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家について、所有者等又は利用者が行う次の事業とする。

　(1)　家財道具の運搬及び処分

　(2)　屋内外の清掃又は敷地内樹木の伐採

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費又は50,000円のいずれか低い額とする。

（条件）

第5条　補助金の交付は、同一物件に対し１回限りとする。ただし、売買された空き家及び賃貸契約が解約された空き家が、再び空き家バンクに登録された場合はこの限りでない。

（交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（規則様式第1号）に次の書類を添付して、あらかじめ町長に申請するものとする。

(1)　補助対象事業着手前の写真

(2)　利用者が申請を行う場合は、購入又は賃貸借に係る契約書の写し

(3)　その他、町長が必要と認める書類

（申請の変更等）

第7条　規則第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、事業計画変更（取下げ）承認申請書（別記様式）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請を承認したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条の規定により、西川町空き家バンク利用促進支援補助金実績報告書（規則様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2　前項の補助事業実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　補助対象事業の領収書の写し

(2)　補助対象事業完了後の写真

(3)　その他、町長が必要と認める書類

（補助金の返還等）

第9条　町長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　交付決定を受けた所有者等が、補助金の交付決定を受けた日から2年以内に賃貸借契約や売買契約の成立以外の理由で空き家バンクの登録を抹消したとき。

(2)　偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3)　この要綱の規定に違反したとき。

(4)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5)　その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。